

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	232	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止

提案団体

宮城県、青森県、岩手県、仙台市、石巻市、栗原市、大崎市、富谷市、山形県、新潟県、岐阜県、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談については、都道府県を通さず各市町村と国が直接調整し、事前相談に係る調整時間を短縮させること。

具体的な支障事例

市町村が行う第2世代交付金の申請に当たって必要となる実施計画・施設整備計画等については、正式提出前に事前相談期間(10 日程度)が設けられており、各市町村からの事前相談については、都道府県を経由し内閣府へ提出することとされている。また、これに対する内閣府から市町村への回答についても、都道府県を通じて行うこととされている。

事前相談期間中は都道府県に対し、各市町村からの事前相談が集中するため、都道府県においては、10 日程度の短い期間の中で多くの相談を受けなければならない現状である。(事案によっては内閣府から対象市町村に直接メール等で連絡し、県はメール CC でそのやり取りを共有する事例もある。)

各市町村においても、当該交付金の実施計画に係る事前相談など、都道府県を経由で提出するものと内閣府へ直接提出すべきものとが混在し、業務が多岐にわたる中で、混乱が生じている。

また、事前相談様式については電子メールにより送付されることとなるが、当県ではセキュリティ上、マクロ有効ファイルの外部への送付が不可とされており、内閣府の指定様式はマクロ有効ファイルであることから、外部送付サービス等を利用するなど、事務が煩雑化している。

交付金の申請についても、現状は事前相談と同様に、都道府県経由で提出してもらい、都道府県で取りまとめの上、国にメールで報告している。都道府県では申請内容の審査や採択の可否判断等を行っておらず、取りまとめのためだけに事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村において、提出時に混乱が発生することを防げるほか、直接内閣府へ相談できることにより効率化が図られ、都道府県を経由する場合に比べて、事前相談に係る調整時間を短縮することができる。

また、交付金の申請についても、都道府県は採択の可否判断を行っておらず、各市町村から提出されたものを取りまとめしているだけなので、直接内閣府へ提出することで、事務負担を軽減できる。

根拠法令等

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和7年1月17日 内閣府地方創生推進事務局 事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、海老名市、長野県、浜松市、愛知県、大阪府

○実施計画の作成期間が約3週間と短期間である中、県によるとりまとめのための提出期限の前倒しや内閣府からの事前相談の回答結果共有に時間がかかることにより、市の作成可能期間がさらに短期化する。
○当市においても交付金の申請スケジュールがタイトに設定されていることにより事務が煩雑になっている。
○多数の団体からの事前相談を内閣府へ転送し、返ってきた回答を各団体へ転送するだけでも膨大な時間を要するが、さらに、内閣府からの指摘について各団体から判断や意図を問われることも多く、その都度内閣府へ照会、指摘事項を精査するなど業務負担はかなり重い。加えて、限られた事前相談期間の中で、審査権限を有しない県に事前相談をとどめることはできないため、国と団体でやり取りをすれば省略可能であるにもかかわらず、常に県担当がメールを確認し転送するために、平日業務時間に限らず、時間外・休日でも対応をしなければならない状態である。内閣府地方創生推進事務局としては、県にも事前相談経緯を把握しておいてほしいという意図があると考えるが、それはCC等の参考送付でも足り、そもそも指摘の量と事業数が多すぎて細かな指摘まで都道府県で把握しておくことは不可能であるため、都道府県を仲介して事前相談を行うことは必要性や成果がある事務フローとは考えられない。これらのことから、事前相談のフローから都道府県を外すのみで、事前相談の時間の効率的な活用、都道府県における事務の軽減、事前相談の質の向上(指摘に対するコミュニケーションの密度の向上)が図られるため、効果はかなり大きいと考える。

各府省からの第1次回答

【意見】

市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整することとする。

【理由】

管内市区町村の取組の把握・助言など、広域調整の役割を有する都道府県において必要な業務であると考えられる一方で、各市区町村の交付金事務の進捗状況の把握の仕方は、その他の事務においても可能であるため、事前相談については、国が直接市区町村と調整することとする。

なお、上記目的達成のために、都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第2世代交付金に係る事前相談を国が各市町村と直接調整する形としていただくことで、事務負担の軽減及び調整時間の短縮といった効果が期待できる。提案内容である都道府県経由の廃止が実現した場合に、交付金に係る事前相談の進捗状況やその事業内容に関して都道府県が把握する具体的方法について、今後、ご検討の上、お示しいただきたい。また、第1次回答内容の「都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整する」に関しては、本県の提案内容になく特段意見する立場にないものの、当該調整に伴い本来本県が提案した都道府県経由の廃止時期が遅れることがないようにご配慮いただき、提案実現に係る具体的スケジュールについても、今後お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

是非、令和8年度事業募集から、貴府回答の実現をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも

配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

都道府県経由を希望する都道府県がある場合について、管内市区町村の情報を把握することが目的である場合には、都道府県経由事務を廃止した上で、国から都道府県へ情報共有を行うなど、柔軟な対応を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

令和8年度第1回募集に係る市区町村の事前相談より、原則、都道府県経由を廃止する。

都道府県を経由しない市区町村の事前相談における情報共有については、市区町村と内閣府のメールやりとりにおいて都道府県を同報するなど、都道府県ごとに担当者と相談しながら進めていく予定。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【内閣府】

(4)地域再生法(平17法24)

(i)新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、第2世代交付金の実施計画等の事前相談に係る都道府県経由事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、原則として、令和8年度第1回募集から廃止する。